

## Q 自治基本条例って何？

A まちづくり（＝自治）を進める上で、誰が、何を、どうするかを明文化したもので、まちづくりの基本ルールや仕組みなどを定める条例のことです。

この条例を制定している多くの自治体では、まちづくりの主体となる市民・議会・執行機関それぞれの役割や、市民がどのようにまちづくりに参加するのかなどの基本的な事項を定めています。

## Q 自治基本条例は、なぜ、つくるの？

A 地方分権が進展し、急速な少子高齢、人口減少社会の到来や市民ニーズの多様化など社会環境も変化している状況において、市民の幸せな暮らしを実現するためには、市民、議会、執行機関の役割を分担し、協働によりまちづくりに取り組んでいく必要があります。

その協働によるまちづくりを継続的に実践していくためには、人によって左右されないまちづくりの指針となるものが必要であるためです。

## ご意見を募集します。

当委員会は、平成24年6月、知識経験者、公募委員等で組織され、市長から同条例に関する事項についての諮問を受け、これまで23回に及び会議を重ね、審議してきましたが、この度、その結果を「自治基本条例に関する中間報告書」としてまとめました。

自治基本条例は、まちづくりのルールを定めるものであり、市民の皆様が主体となって作り上げていくことが非常に重要です。

つきましては、その中間報告書に対する市民の皆様のご意見を次のとおり募集します。

なお、お寄せいただいたご意見は、当委員会における審議の参考とさせていただきますが、個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

- ◎ 対象 弘前市民（市内に居住している方）
- ◎ 募集期間 平成25年9月初旬から同年11月29日（金）まで
- ◎ 中間報告（全文）の閲覧 市ホームページ（トップ>行政情報>計画・取り組み>自治基本条例）のほか、次の場所で閲覧できます。  
＜閲覧場所＞ ① 弘前市役所本庁舎 1階 市政資料閲覧コーナー  
② 弘前市役所本庁舎 新館2階 市民協働政策課  
③ 同岩木庁舎 岩木総合支所総務課  
④ 同相馬庁舎 相馬総合支所民生課  
⑤ ヒロロスクエア 総合行政窓口（ヒロロ3階）  
⑥ 市民課 城東分室（総合学習センター）、⑦～⑫ 各出張所

### ◎ 意見の提出方法

住所、氏名、電話番号、件名「自治基本条例に関する事項（答申）中間報告に対する意見」など及び中間報告書に対する意見を日本語で明記し、次の方法により提出してください（電話等口頭は不可）。

- ① 持参 弘前市役所本庁舎 新館2階 市民協働政策課（窓口254）
- ② 郵送 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市市民協働政策課 宛
- ③ ファックス 0172-35-7956（代表）
- ④ Eメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp
- ⑤ わたしのアイデアポストへ投函

設置場所 上記＜閲覧場所＞③～⑫、弘前市役所本庁舎 1階 市民課総合窓口

### ◎ 問い合わせ先・ご意見の提出先

弘前市 市民文化スポーツ部 市民協働政策課 電話（直通）40-7108

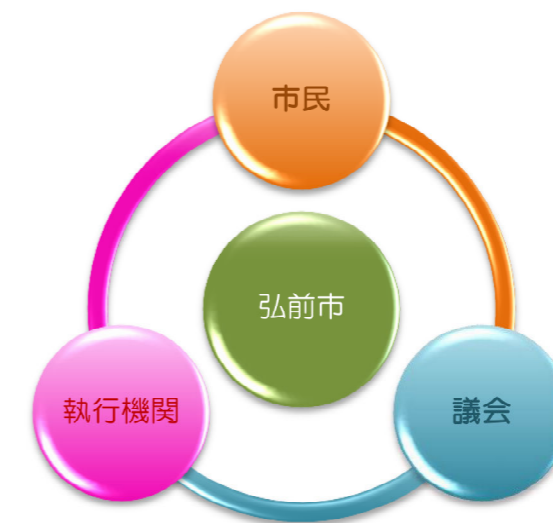
市民の皆様のご意見をお待ちしております。

弘前市のまちづくりに関するこの報告書に対する  
市民の皆様のご意見をお寄せください。

## 自治基本条例に関する中間報告書

### 概要版

～ 協働によるまちづくり ～



平成25年9月

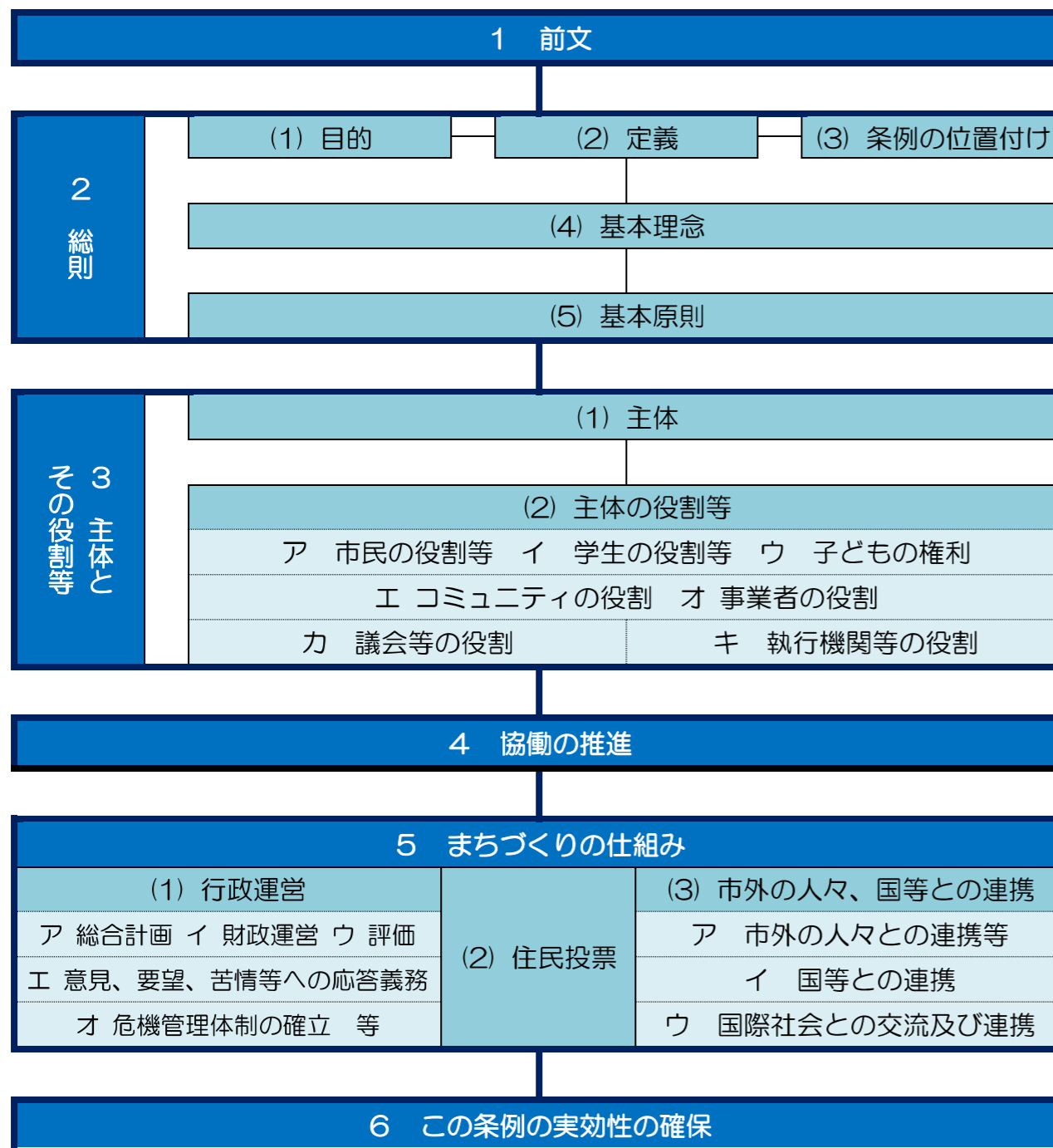
弘前市自治基本条例市民検討委員会

# 自治基本条例に関する中間報告（概要）

弘前市自治基本条例市民検討委員会では、現時点において、当市の自治基本条例の内容等について、次のように考えています。

なお、中間報告書（全文）では、解説（その内容の具体的な考え方）なども記載し、そのように考えるに至った経緯についてもできるだけ把握していただけるように作成しておりますので、是非、そちらもご覧ください。

- 題名 弘前市協働によるまちづくり基本条例
- 体系



## ○ 条例に盛り込むべき項目とその内容（抜粋）

### 1 前文

弘前市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに（中略）

先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次代を担う子ども達へ継承していかなければなりません。

この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、まちづくりの担い手を育成するとともに、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

従って、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民、議会及び執行機関の役割、それらによる協働のあり方などを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、当市のまちづくりの基本とする弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。

### 2 総則

#### (4) 基本理念（まちづくりの基本的な考え方）

当市のまちづくりは、市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重するとともに、それぞれの主体の役割に応じ、協働により取り組むことを基本的な考え方とします。

### 3 主体とその役割等

#### (1) 主体

市民（市内に居住する全ての者）、学生、子ども、コミュニティ、事業者、議会、執行機関の計7主体

#### (2) 主体の役割等

##### ア 市民の役割等

- ① まちづくりの主体であることを認識すること。
- ② 市民力の向上に努めること。
- ③ 安心安全に地域で暮らしていける権利を有すること。

**ピックアップ！** 特徴的な内容は、次の3つです。

- ① 「市民・議会・執行機関による協働のまちづくり」が非常に重要であると考え、協働を前面に出した内容としたこと。
- ② 学生、子どもを主体として位置付けたこと。
- ③ 市民憲章の「あずましい ふるさと」を前文に取り入れたこと。